

令和8年度 九州大学法科大学院入学者選抜試験（一般選抜）試験  
問題出題趣旨・配点・採点基準

- 憲法
- 行政法
- 民法
- 民事訴訟法
- 商法
- 刑法
- 刑事訴訟法

## 令和8年度九州大学法科大学院入学試験問題

### 出題趣旨・配点・採点基準【憲法】

#### 【出題趣旨】

本問は、いわゆる司法権の外在的限界のなかでも、判例が従来用いてきた「部分社会の法理」および、近年の判例が提示している考え方について、基本的な知識を問うことで、法科大学院で必要となる知識が定着しているのかを判断しようとした（知識のチェック）。さらに、判例の知識だけでは導きづらい問題に対峙したとき、自身の力で議論を組み立てることができるか、その思考力についても判断しようとした（思考力のチェック）。

#### 【配点及び採点基準】

(1) A市は、地方議会における議員に対する決議について、議会の自律権を主張すべきである(5点)。この点、これまで判例が山北村議会出席停止事件において展開していた部分社会の法理を引き合いに出してもらいたい。ここでの「自律的な法規範をもつ社会ないしは団体に在っては、当該規範の実現を内部規律の問題として自治的措置に任せ、必ずしも、裁判にまつを適当としない」といった「部分社会の法理」の趣旨について論及してほしい(10点)。また、辞職勧告決議という本件決議の性質についても論及が求められる(5点)。

(2) X側としては、まずは、A市の「部分社会の法理」に対抗して、法律上の争訟を充たす裁判であることを主張したい。ここで想起されるのが、岩沼市議会事件上告審判決である。が、この判決では、「出席停止」という懲罰が科されたこと、ひいてはその懲罰処分が議員活動に及ぼす影響について、裁判所が審査できたことに注意を要する。すなわち、岩沼市議会事件上告審判決の事案と判決について明確に説明でき(当該判例につき(1)で解答していた場合は、(2)の得点とした)、本問との違いについて分析することが必要となる(20点)。そのうえで、本問が、「辞職勧告決議」であり、出席停止という議員活動に直接重大な影響の及ぼす処分ではないという点を指摘し、この点を乗り越える議論を形成してもらいたい(10点)。たとえば、市長による名誉毀損については、議員活動としての議会の自律権の領域にとどまらず市民生活に影響しうる。いかに、法律上の争訟として扱えるか、さらに、議会の自律権の問題であっても、その権限の逸脱・濫用の可能性を指摘できないかなど、X側の反論を考えてもらいたい。

令和8年度九州大学法科大学院入学試験問題  
出題趣旨・配点・採点基準【行政法】

【出題趣旨】

各問の出題趣旨は、それぞれ以下のとおりである。

1、ここにあげた3つが「法律の留保」原則について論じる上で出てくるものであることを確認する必要がある。その上で根拠規範、規制規範、組織規範それぞれの意味を説明した上で、法律の留保において求められる「法律」は、根拠規範であることを論じることを求めた。

2、情報公開・個人情報保護におけるインカメラ審理方式の内容と特色を説明する必要がある。その上で裁判においては、憲法82条が定める裁判の公開原則との関係で、インカメラ審理を行うことが許容されるか否かについて、最高裁の判例を手がかりに論じることを求めた。

3、行政手続法38条が定める意見公募手続の意義について問うている。行政が単独で行政基準などを定める場合に比べて、この手続を経ることによって、いかなるメリットが期待されるのかなどについて、多角的に論じることを求めた。

4、両者が行政基準（行政立法）であって、法律とは異なる法規範であることを確認する必要がある。その上で、私人の権利義務にかかわる事項を含むか否かの点を中心に、両者の性質の異同について論じることを求めた。

5、段階的行為や内部行為、法効果がない行為などについて処分性が認められることがある。そのような判例を1つ以上を取り上げて、処分性の拡大傾向の意味を説明するとともに、そのような傾向がもたらすメリットおよびデメリットの双方について論じることを求めた。

6、同じ言葉でありながら行政事件訴訟法3条1項などと、国家賠償法1条1項とでは、「公権力の行使」が包含する範囲が異なることを前提に、国家賠償法上の公権力の行使が、行政事件訴訟法におけるそれよりも広い範囲のものを含むことについて、判例を手がかりとして、具体例をあげつつ説明することを求めた。

【配点】

4問に均等配点で合計50点満点とした（各問に25点配点で採点し、その合計点を2で除して点数を算出。小数点以下がある場合は繰上げ。）。

【採点基準】

出題趣旨に示したポイントなどが的確に取り上げられているかと、論述の整合性とを総合的に判定して採点した。

令和 8 年度九州大学法科大学院入学試験問題

出題趣旨・配点・採点基準【民法】

全体として、賃借権及び地上権の第三者に対する効力に関する民法の規律の理解を問うものである。問題中の賃借権及び地上権による土地利用として、建物建設の計画はなく、現に建物が建設されてもいないから、単純に借地借家法を適用するものは低く評価される。

第 1 問は、賃借人の賃貸人に対する登記請求権と、地上権者の設定者に対する登記請求権についての基本的知識を問うものである。物権である地上権者の登記請求権は認められることを前提として、賃借人の登記請求権については基本的な判例を踏まえ、対世効の観点から賃権と物権を対比して解答することを求める。もっとも、学説では現行民法 560 条 (559 条) 等を根拠に賃借人の登記請求権を認める見解もあり、このような立場に立つものも、判例を批判し自己の見解を適切に論じられていれば、評価される。

第 2 問は、いわゆる「売買は賃貸借を破る」基本的原則について確認するものである。基本的には、賃借権の対抗要件が具備されておらず、かつ特段の合意や譲受人の背信的悪意のような事情もないため Y に賃貸人の地位が移転しないことを前提として、①を新たな賃貸借契約の申込みとして評価し、X がこれに応じない場合には②の所有権に基づく返還請求が認められうることの検討を求める。もっとも、賃貸人の地位に関して黙示的な合意があったと評価できるなど何らかの理由を論じて Y に賃貸人の地位が移転したと認め、①を借地借家法類推適用や事情変更の原則等による賃料増額請求と理解してその要件を検討し、②を賃貸借契約の解除に基づく返還請求の問題としてその要件を検討するものも、X の賃借権の対抗要件が具備されていない状況で賃貸人の地位が移転する理由、賃料増額請求の根拠などが適切に説明されていれば、評価される。

第 3 問は、まず前提として、地上権と所有権の対抗問題について、先に登記を備えた地上権が優先するという基本的知識を確認するものである。その上で、①について、少なくとも一つの考えられる法的構成について自分の見解を検討していれば、高く評価される。借地借家法の適用がない地上権について同法 11 条の類推適用が認められるか否かに関する判例の知識自体を要求するものではない。検討の結果、Y に地代増額請求権を認めないときは、①は Y が地代の金額の変更を申し込んだものと解され、地上権者 X がこれを拒んでも②の明渡請求は認められない。上記の法的構成の検討を経ないで同様の結論を導くものも一定の得点を与える。他方、検討の結果、何らかの法的構成により Y に地代増額請求権を認める立場では、①はその請求として理解され、その効果に応じて②を検討することが求められる。

## 令和8年度九州大学法科大学院入学試験問題

### 出題趣旨・配点・採点基準【民事訴訟法】

#### 【出題趣旨】

民事訴訟の審理過程における当事者の訴訟資料の提出を題材に、当事者の主張を適切に整理できるか、またそこに妥当する規律を正確に適用できるかを問うものである。

#### 〔設問1〕（配点30点）

原告の主張に対する被告の応答につき、その訴訟上の意味を正しく整理する能力を有しているかを問うものである（各10点）。

第一は、係争地の前主の所有権主張を認めるものであり、権利自白に当たり得ることを指摘し、その有効性を論じることが求められる。

第二は、係争地を前主から原告が買い受けた事実と矛盾する事実を主張するものであるから、理由付き否認に当たること及び否認の効果を指摘することが求められる。なお、二重売買の可能性を指摘した答案も評価の対象とする。

第三は、原告が係争地の所有権を取得しなかった後の権利移転を主張するものであり、訴訟物たる権利関係の存否を直接に左右しない事実であることを指摘することが求められる。

#### 〔設問2〕（配点20点）

審理過程における原則の一つである弁論主義に関する判例（最一小判昭和55年2月7日民集34巻2号123頁）に対して、判例法理を適切に再現した上、具体的事件に当てはめて結論を出す能力を有しているかを問うものである。

設問では、第一審判決が死因贈与の事実を認定したことが違法か否かが問題となっている。そこで、まずこれが弁論主義の問題であることを指摘し、大前提として、上掲昭和55年判例法理を適切に展開し、当てはめにおいては、本件死因贈与の事実が被告の主張責任にかかる抗弁に整理されることを説き、設問に応じた結論を導出することが求められる。

令和8年度九州大学法科大学院入学試験問題  
出題趣旨・配点・採点基準【商法】

【問題1】

○ 出題の趣旨

株式会社が募集株式の発行を行うために募集事項を定める場合に必要とされる機関決定について問う問題である。公開会社と非公開会社における募集株式の発行手続の違いや株主割当てとそれ以外の方法による募集株式の発行が既存株主に与える影響の違いに関する理解を確認することを目的とする。

○ 採点基準

以下の点を中心に採点する。

- 公開会社と非公開会社の場合に応じて、募集株式の発行手続が異なること
- その理由は、公開会社と非公開会社において、既存株主の持株割合（議決権割合）を保護すべき程度が異なる点などによること
- 株主割当てとそれ以外の方法による場合に応じて、募集株式の発行手続が異なること
- その理由は、株主割当てとそれ以外の方法による場合に応じて、既存株主の持株割合（議決権割合）や株式価値に与える影響が異なる点などによること
- 公開会社において、株主割当てによる場合には、取締役会決議が必要とされること
- 公開会社において、株主割当て以外の方法による場合には、原則として、取締役会決議によるが、有利発行に当たる場合には、株主総会決議が必要とされること
- その理由は、有利発行に当たる場合には、既存株主の有する株式価値が大きく低下する可能性がある点などによること
- 非公開会社において、株主割当てによる場合には、原則として、株主総会決議が必要とされるが、定款で定めれば、取締役会決議または取締役の決定によることもできること
- 非公開会社において、株主割当て以外の方法による場合には、株主総会決議が必要とされること

【問題2】

○ 出題の趣旨

準共有株式の権利行使者の指定・通知の手続、相続により取得した株式の権利行使における株主名簿の名義書換の必要性の有無、会計帳簿閲覧請求の要件と拒絶事由に関する条文や判例などの理解を確認することを目的とする。

○ 採点基準

以下の点を中心に採点する。

〔設問1〕

- 準共有株式の権利行使者の指定・通知
- 権利行使者の指定方法
- 相続による株式取得と名義書換の必要性の有無

〔設問2〕

- 会計帳簿閲覧請求の要件（持株割合、請求理由の特定）

令和8年度九州大学法科大学院入学試験問題  
出題趣旨・配点・採点基準【商法】

- 拒絶事由（433条2項1号）の有無
- 最判平成16年7月1日民集58巻5号1214頁の事案・判旨・射程の理解

以上

令和8年度九州大学法科大学院入学試験問題

出題趣旨・配点・採点基準【刑法】

【問題Ⅰ】

○出題の趣旨

詐欺罪の要件と窃盗罪の要件の異同、手段としての文書偽造罪の成否、及び、盗品等有償譲受け罪の成否に関する精確な理解を確認する問題である。

○配点（問題文参照）

○採点基準

・Bの罪責について

CはAの財産処分権限を有しないため、Aを被害者とする財物詐欺罪（三角詐欺）は成立しえない。この点に留意しつつ、Cを利用した窃盗罪の間接正犯の成否を論じられたい。

また、B作成の手書きメモは、A・D間に貸借の約束があるという事実を証明する文書であり、A名義の署名があるため、刑法159条1項1号の対象となる有印私文書である。この点を踏まえた上で、有印私文書偽造罪及び同行使罪の成否について検討されたい。

以上の検討の後、最終的な罪数処理を行う必要がある。

・Eの罪責について

Eの行為は、盗品等有償譲受け罪に該当する可能性がある。未必の故意の存否に留意しつつ、同罪の成否を論じられたい。

【問題Ⅱ】

○出題の趣旨

自殺を適法とした場合、適法行為に関与した者を違法とする説明が必要となる。他方、自殺を可罰的違法と解する場合、自殺を刑法199条に含めて理解することになり、自殺が未遂に終わった場合、自殺行為者は殺人未遂で処罰されうる。これらの点を踏まえつつ、自殺行為者の不処罰と自殺関与者の処罰を整合的に説明してもらいたい。

○配点（問題文参照）

○採点基準

まず、自殺の法的性質について、適法説、可罰的違法説、不可罰的違法説等を吟味し、それぞれの立場から、自殺関与罪の可罰性がどのように説明されうるかを検討した上で、私見を展開されたい。

## 令和8年度九州大学法科大学院入学試験問題

### 出題趣旨・配点・採点基準【刑事訴訟法】

#### ・ 出題趣旨

長野地方裁判所松本支部令和5年9月21日決定の【事実の概要】及び【決定の要旨】を素材に、事件単位の原則についての理解、別件差押えの問題についての理解、令状呈示と令状執行時の立会いに関する基礎知識、そして違法収集証拠排除法則についての理解を問うために、四つの大問に分けて出題した。

#### ・ 配点

問題文に記載の通り。

#### ・ 採点基準

知識問題については解答の正確性に応じて、また理解の深さを問う問題については説明の十分性を踏まえて採点を行った。